



事業者の方へ

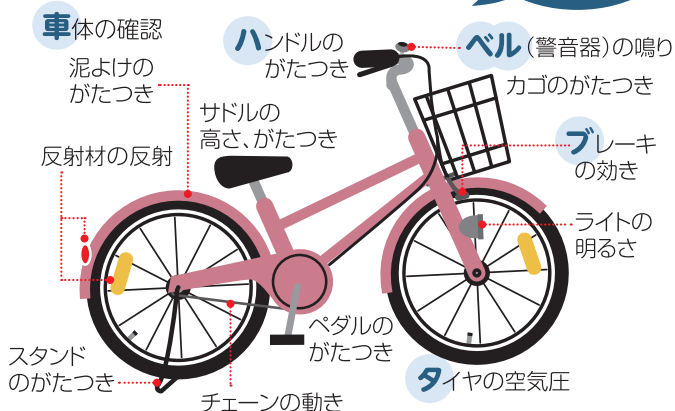
自転車も取締りの対象です

事業者の責任です！

従業員の安全で適正な自転車利用

点検整備を実施しましょう

自転車は日常的に点検整備しましょう。また、年に一回程度は自転車店等で点検整備してもらいましょう。



駐輪場所の確保・確認

- 自転車でお店や事業所を訪れる顧客等に対して
・駐輪場所の確保や、駐輪場の案内等をし、駐輪場の利用を勧めてください。
- 自転車通勤をする従業員がいる場合
・事業者自らが駐輪場所を確保するか、従業員に対して駐輪場を利用していることを契約書等の書面で確認しなければいけません。自宅から最寄駅までの自転車利用者も確認対象です。
・自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するように努めなければなりません。また、確認ができないときは、加入に関する情報を提供するように努めなければなりません。



自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等※に加入している必要があります!!

- 業務中の自転車の利用によって生じた対人賠償事故に備える保険等に加入しなければなりません。
業務で自転車を利用中に起こした事故は、個人賠償責任保険では補償されません。事業者が事業用の賠償責任保険に加入する必要があります。

※自転車の利用によって生じた損害を賠償するための保険・共済

- 自転車を利用して通勤する従業員がいる場合は、自転車通勤者が保険等に加入しているかを確認しましょう。保険等に未加入の場合は、保険等への加入について情報提供しましょう。



賠償金額

約**9,500万円**と
自転車事故に係る
高額賠償事例も発生!

自転車保険について詳しくはこちらを
チェック ▶▶



ルール・マナーの周知徹底をお願いします

傘差し運転は禁止されています

- 傘を差し、物を担ぎ、物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で、自転車を運転してはいけません。
- 傘を差して運転すると、バランスが崩れやすくなったり、前方が見えにくくなることもあるほか、片手運転になってしまい、危険です。
- レインコートを着用しましょう。



ヘルメットをかぶりましょう

- 自転車乗用中に交通事故で亡くなった方の**64%***は**頭部損傷**を主因として亡くなっています。
※警視庁の統計(令和2年~令和6年中)
- 自転車に乗るすべての人はヘルメットの着用が努力義務です。
(道路交通法第63条の11)(東京都自転車安全利用条例第19条)



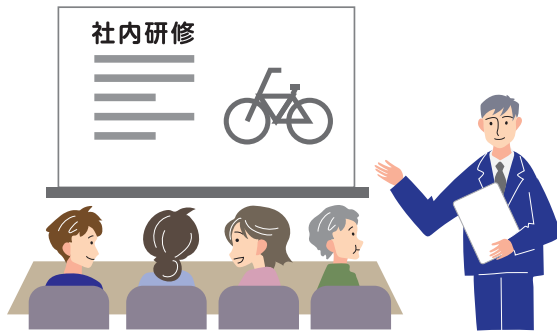
自転車に乗る場合は、危険な走り方を避けるとともに、側方や後方の車の動きにも十分注意しましょう。

自転車安全利用推進事業者制度

- 平成29年2月に改正「東京都自転車安全利用条例」が施行され、自転車安全利用推進者を選任し、従業員に対する自転車の安全利用に関する研修や情報提供などの必要な措置を講ずることが、事業者の努力義務となりました。(第14条の2)

- 自転車安全利用推進者の選任対象事業者
(1)人の移動、貨物の運送等の手段として自転車を使用している事業者
(2)その他の事業者で従業員が通勤等で自転車を利用している事業者

- 東京都では、この条例に基づいた取組を行う各事業者を支援するため、「自転車安全利用推進事業者制度」を行っています。



優良推進事業者

- 自転車安全利用推進者を選任
- 年1回以上、自転車安全利用に関する研修を実施
- 自転車の安全利用に関する規定を社内で整備

申請書 → 都の認定

東京都の支援内容

- 定期的な情報提供
- 自転車安全利用TOKYOセミナーの優先受講
- 自転車安全利用推進事業者が行う研修への支援
- 自転車安全利用推進事業者による自転車安全利用に向けた取組状況を東京都ホームページへ掲載
- 知事感謝状贈呈の選考対象 等

一般推進事業者

- 自転車安全利用推進者を選任

届出書

東京都の支援内容

- 定期的な情報提供
- 自転車安全利用TOKYOセミナーの優先受講
- 自転車安全利用推進事業者が行う研修への支援 等

本制度についてのお問い合わせ
eメール:

S1170301@section.metro.tokyo.jp

●自転車安全利用TOKYOセミナー(年8回開催予定)

事業者が従業員に対して研修を行うための基礎知識を学べます。専門講師による講義形式で、参加者には研修用DVDを提供します。申込方法や日程などの詳細については、ホームページでお知らせします。

東京都 自転車安全利用TOKYOセミナー

令和8年4月1日 交通反則通告制度開始

から自転車も

自転車の運転者(16歳以上の者)がした一定の違反が交通反則通告制度の対象になります。

この機会にルールを再確認しましょう

TOKYO 自転車ルールブック

イラストやグラフなどを使って、自転車の交通ルールをわかりやすく解説したルールブックを作成しました。社内研修やルールの周知などにぜひ活用ください。



ルールを確認!

東京都自転車安全学習アプリ「輪トレ(りんトレ)」

自転車のルール・マナーを学べる体験型学習アプリです!

【輪トレのポイント】

- 自転車事故の疑似映像をもとに、事故につながったルール違反や正しい走行マナーなどを解説します。
- アニメーションやキャラクターによる解説やCGの活用により、楽しく分かりやすく学習することが可能です。
- 更に、自転車走行シミュレーションと10問のテストにより、自転車ルール・マナーの理解を確認できます。
- およそ15~20分で学習・体験が可能で、合格証の確認により従業員の履修確認も可能です。

スマホで楽しく学習!

スマホ・タブレットで利用可能!

アプリのダウンロードはこちら



学習

体験

効果測定

合格証

「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」(本文中は「東京都自転車安全利用条例」と表記)では、自転車損害賠償保険等への加入やヘルメットの着用などの規定を設けています。

令和8年3月発行 自転車安全利用普及啓発リーフレット
編集発行 東京都 お問い合わせ 電話 03-5388-3123

